

<住生活基本計画(全国計画)変更(案)に対する都道府県からの主な意見及びこれに対する考え方>

※14の都道府県より、100件のご意見をいただきました。  
 ※同趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	はじめに	「本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中で…」とあるが、現行計画と同様に数値等を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「はじめに」及び「第1」については、住生活をめぐる現状と今後10年間において取り組む課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。なお、第1において、総世帯数の推移等について記載しております。</li> </ul>
2	はじめに	住宅ストックが充足し、空き家が増加する一方で、新築住宅の大量供給が依然として続いている。経済活動への影響など、様々な要素について見極めながら、住宅市場のあり方を国全体で検討していくことが必要である。「既存住宅中心の施策体系への転換を進め」を強調し、既存ストックの利活用促進などの理念がより浸透するような表現とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存住宅の活用については、「はじめに」において「既存住宅中心の施策体系への転換を進め」と記載しているほか、住宅ストック・産業の視点においても、冒頭で「目標6(1)ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化」を掲げるなど強調して記載しておりますので、ご理解いただければと存じます。</li> </ul>
3	第1	目標2の成果指標でいう「住宅ストック」の定義と不整合になるため、「我が国の住宅ストック約6,240万戸(平成30年現在)のうち、居住世帯のあるストックは約5,360万戸となっている。」という表現を再検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般名詞である「住宅ストック」の示す内容については、文脈に応じて使用しております。御指摘の箇所では、「住宅ストック」は居住世帯のない住宅ストックも含めた総住宅ストック数を示すことが明らかであるため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
4	第1	「新耐震基準のストック約4,050万戸のうち省エネ基準未達成のストックが約3,450万戸を占めている。」という表現は、新耐震基準と省エネ基準に関係性がないため不適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築・既存住宅全体として、国民の住生活に対する多様なニーズに応えつつ、将来世代に継承できる良質な住宅ストックを形成する観点から、耐震基準・省エネ基準の双方を充足していることが重要であり、耐震基準を満たしているもののうち、省エネ基準を満たしていないストックが、約3,450万戸を占めているという課題を記載しているもので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
5	第1	「賃貸・売却用等の居住目的のない空き家」という表現は「賃貸・売却用等以外の居住目的のない空き家」の誤りではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、修正させていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
6	第1	目標2(1)に「耐風性等の向上」を記載していることから、住生活をめぐる課題に台風による風災害を位置付けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「住生活をめぐる現状と課題」については、住生活をめぐる現状と今後10年間において取り組む課題を総括的に記載しており、住宅政策に関する現状等を網羅的に記載しているものではありません。</li> </ul>
7	第1	「水災害」と「水害」は用語を統一すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水災害」との記載に統一しております。</li> </ul>
8	第2 目標1	住生活に関する国民の理解を深めるための教育活動の施策を盛り込むべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見を踏まえ、第4(1)②において、以下の通り追記しております。「…住教育を推進して住まいの選択に関する情報提供を行うなど、…」</li> </ul>
9	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	地方公共団体に加えて、地域の実情に精通した地元組織等との連携が不可欠であるため、「意欲ある地方公共団体」を「地方公共団体やNPO、民間団体等」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標1(1)(基本的な施策)「意欲ある地方公共団体」については、地方居住や二地域居住等の推進にあたって地方公共団体の主体的な関与が重要であることから記載させて頂いたものです。</li> <li>また、御意見のとおり、本計画に基づく施策を推進していくためには、各民間団体等との連携が不可欠であり、第4(1)において、国、地方公共団体、民間団体等との連携・協力が重要である旨記載しているため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
10	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	テレワークや多地域居住ができる人向けの施策のみであるため、「自宅療養などで隔離が必要な方、やむを得ない理由による休業者・失業者や、風評被害により退去を迫られた方への住宅確保(公住・民賃・宿泊施設の柔軟な入居支援など)」といった施策を検討すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標5において、住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備に関して記載していることから、原案通りとしますが、頂いた御意見を参考にしつつ、計画の実施にあたり適切に対応してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
11	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	「長期優良住宅や持家の円滑な賃貸化」ではなく「賃貸住宅の長期優良住宅化」、「持家(長期優良住宅等)の円滑な賃貸化」、「長期優良住宅等の円滑な賃貸化」といった表現の方が適切でないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な持家に加え、持家の長期優良住宅についても円滑な賃貸化を図ることで、子育て世帯等が安心して居住できる質の高い賃貸市場の整備を促進する必要があることから記載をしているものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
12	第2 目標1 (基本的な施策) (1)	「…持家の円滑な賃貸化など」の「など」には民間賃貸住宅は含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の通り、「長期優良住宅や持家の円滑な賃貸化など」の「など」において、民間賃貸住宅が含まれます。</li> </ul>
13	第2 目標1 (基本的な施策) (2)	「住宅団地における自動運転の実施等」について、対象が不明であるため、住宅団地における「公共交通ネットワークの自動運転」などのように、具体的に記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しております。ここでは、住宅団地における居住者の利便性を高めるための基本的施策を記載しているところであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
14	第2 目標1 (成果指標)	目標1に対する成果指標を設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見等を踏まえ、「DX推進計画を策定し、実行した大手住宅事業者の割合」を追記しております。</li> </ul>
15	第2 目標2	「災害新ステージ」は一般的な文言ではないため、「頻発・激甚化する災害に対応する安全な住宅…」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、災害が頻発・激甚化し、新たな対応が必要な段階となっていることを、広く国民に対して分かりやすく伝えることを念頭に記載しているものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
16	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	「避難計画と連携して現地での居住継続を可能とする…開発の抑制」の意味が不明確なため、修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見等を踏まえ、以下の通り修正しています。 「避難計画や安全対策と連携した災害危険区域の柔軟な指定や、土砂災害特別警戒区域等の指定を進め、豪雨災害等の危険性の高いエリアでの住宅・住宅地の立地を抑制」</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
17	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	災害が激甚化している中、危険性が低いとはいえ、安全とまではいいきれないため、「安全なエリア」ではなく「危険性が低いエリア」とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすさの観点から、「安全な」と表現しております。</li> <li>・御意見の箇所については、以下の通り修正しています。「災害の危険性等地域の实情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導」</li> </ul>
18	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	「住宅・市街地」と「住宅・住宅地」はどのように使い分けているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には単体としての「住宅」と面としての「住宅地」の双方の概念を含む用語として「住宅・住宅地」を用いておりますが、耐震化については、幹線道路沿いの建築物等も含め、市街地としての安全を図っていく必要があることから「住宅・市街地」としております。</li> </ul>
19	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	「避難場所の確保と連携した住宅改修」の「住宅改修」とは何か。浸水対策に資する住宅改修は一般的ではないため、具体的内容を付記するか、「住宅改修」の文言を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>・目標2(1)(基本的な施策)に記載する「住宅改修」とは、災害危険区域内建築物防災改修等事業を活用した既存不適格建築物の改修などを念頭に置いており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
20	第2 目標2 (基本的な施策) (1)	「優遇措置等の対象地域」の用語は一般的でないため、補足説明をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が所管している補助制度等による支援の対象とする地域という意味で使用しております。</li> <li>・なお、御意見の箇所については、以下の通り修正しています。「災害の危険性等地域の实情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導」</li> </ul>
21	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	適切なアセットマネジメントによる公営住宅の総量の減には合理性があることを前提として、防災施策について論じる方がよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標2(2)においては、被災者の応急的な住まいの早急な確保にあたっては、まず既存ストックを活用して、速やかに被災者の住まいを提供することが重要であるとの考え方を示したものであり、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
22	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	「今ある既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを速やかに提供することを基本とし」、「地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、応急住宅を迅速に建設し」とあるが、既存住宅ストックの量的な充足のみを基準として考えるべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の応急的な住まいの早急な確保にあたっては、まず既存ストックを活用して、速やかに被災者の住まいを提供することが重要であるとの考え方を示したものであり、建設型応急住宅の設置にあたっては、既存ストックの量的な充足のみで判断されるものではないと考えております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
23	第2 目標2 (基本的な施策) (2)	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住宅確保が困難になった方への公営住宅の提供を位置付けることが必要と考える。新型コロナウイルス感染症を災害として捉え、感染症等発生時における応急的な住まいの確保として、公営住宅の役割を位置付けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標5(1)において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により住宅確保が困難になった者を含めた住宅確保要配慮者の住まいの確保として、住宅セーフティネットの中心的役割を担う公営住宅について記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
24	第2 目標2 (成果指標)	成果指標に「地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率」とあるが、対策の例を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。</li> <li>なお、地域防災力の向上に資するソフト対策とは、密集市街地の一層の安全性確保を図るための取組として、地域防災力の実効性を高めるための取組(防災マップの作成、防災訓練等の実施)、家庭単位で個々に設備等を備える取組(感電ブレーカー、住宅用消火器等の設置)、地域単位で一体的に設備等を備える取組(防災備蓄倉庫、消火栓の設置)を想定しております。</li> </ul>
25	第2 目標3	三世帯同居は共働きの子育て世帯や介護等を必要な高齢者世帯が安心、安全に暮らすために有効と考えられるため、「三世帯同居は共働きの子育て世帯や介護等を必要な高齢者世帯が安心、安全に暮らすために有効と考えるため」を追加してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の三世帯同居については、多世代の共生について記載した目標4(2)(基本的な施策)に記載しております。</li> </ul>
26	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	産まずに子育てする人もいるため、「子どもを産み育て…」の「産み」を削除すべき。また、「子育てしやすい居住環境…」との記載もあり、表現を整合させるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の「産まずに子育てする人」についても「子どもを産み育てやすい住まいの実現」の表現に含まれることから、原案通りとさせていただきます。なお、目標3(2)は、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」の中でも、住宅単体のみならず、子育てしやすい「居住環境」に重点を置いて基本的な施策等を記載しているものです。</li> </ul>
27	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「利便性重視の共働き・子育て世帯等」という記載について、利便性は共働き・子育て世帯に限らず重視されることであり、子育て世帯については治安や教育環境を重視する傾向があると考えられるため、表現を修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標3は、子どもを産み育てやすい住まいの実現の観点から、主に、子育て世帯・共働き世帯に着目した基本的な施策を記載しているところですが、「共働き・子育て世帯」以外の世帯も「等」に含まれます。</li> <li>なお、記載に関しては以下の通り修正しております。「駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。」</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
28	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進」の具体的な施策が不明であるため、後段の「こどもの人数、…住替えの推進」のみで良いのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅や文教施設への近さや、世帯構成に応じた住宅の広さ等、住宅に対する多様なニーズに対応した住宅の取得を推進することを念頭に記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
29	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進・住宅内テレワークスペース等の確保」の具体的なイメージが分からないため、イメージ図などを追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 御指摘の点は、今後の資料作成にあたり、配慮したいと考えております。</li> </ul>
30	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「民間賃貸住宅の計画的な維持修繕や、…民間賃貸住宅ストックの形成」について、対象が民間賃貸住宅であり、どのような施策により実現を図るのが不明であるため、「…等により」といった表現で施策の例示が必要ではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところですので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
31	第2 目標3 (基本的な施策) (1)	「防音性や省エネ性能、…賃貸住宅の整備」について、対象にURの賃貸住宅を含むのであれば、「公的賃貸住宅の整備」と明記し、民間賃貸住宅を含むのであれば「整備の促進」と記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ URを含めた公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の両方を念頭に置いておりますので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
32	第2 目標3 (基本的な施策) (2)	建築協定や景観協定等の活用と「どの世代も安心して暮らせる居住環境・住宅地の整備」とは相関関係はない。人口減少下にあっても高齢者福祉施設や教育施設などの都市機能を維持するために、地域のまちづくり方針と調和した居住誘導を推進することが「どの世代も安心して暮らせる居住環境・住宅地の整備」に繋がるのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のまちづくり方針と調和したコンパクトシティの推進とともに、建築協定や景観協定等を活用した良好な住環境や街なみ景観の形成等に取り組むことが、どの世代も安心して暮らせる居住環境・住宅地の整備につながるものと考えており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
33	第2 目標3 (基本的な施策) (2)	「居住環境」と「住環境」はどのように使い分けているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「居住環境」は住生活基本法に定める居住環境や、別紙2の居住環境水準を念頭にした法令用語として使用しており、他方、「住環境」は、一般的な用法として、住宅周辺の環境を表す文言として使用しております。</li> </ul>
34	第2 目標3 (成果指標)	「地域拠点施設併設率」について、団地周辺に地域拠点施設が充足している場合があるため、「地域拠点施設近接率」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点施設は、公的賃貸住宅団地の居住者だけではなく、団地周辺の地域の方にも利用いただける施設を想定しており、公的賃貸住宅団地の整備に併せて、地域拠点施設の併設を進める観点から、現行計画に引き続き「併設率」で表記しております。</li> <li>・また、ご指摘のとおり、団地周辺に地域拠点施設が充足している場合などでは施設を併設しないこともありえますが、併設しない団地も一定程度存在することを前提として目標を設定していることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
35	第2 目標3 (成果指標)	「高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯の支援」について、コミュニティ形成のためには、様々な国民を対象とした施策を実施する必要があるため、「高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯等の支援」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御意見等を踏まえ、「高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援」に修正しております。</li> </ul>
36	第2 目標3 (成果指標)	現計画にある「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率」を成果指標から外した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導居住面積水準については、これまで子育て世帯を対象として居住面積を引き上げることが目標としてきましたが、近年では、少子化が進み、共働きの子育て世帯の増加等に伴い、面積よりも立地利便性を重視する傾向も見られるなど、居住ニーズの多様化が見られることから、成果指標からは削除し、当該指標については、引き続き観測・実況指標としてその動向を注視していくこととしております。</li> </ul>
37	第2 目標3 (成果指標)	「建替え等が行われる公的賃貸住宅団地における地域拠点施設併設率」の「公的賃貸住宅団地」に地方住宅供給公社の住宅団地は含まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公的賃貸住宅団地」に地方住宅供給公社の住宅団地は含まれます。</li> </ul>
38	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	IoT技術等の活用について、具体的な事例等を記述してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところですので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
39	第2 目標4 (基本的な施策) (1)	サービス付き高齢者向け住宅について、補助金を活用しない住宅は地方公共団体の関与は発生しないと考えられるため、「地方公共団体の適切な関与を通じた」を抹消すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等が健康で安心して暮らせる住まいを確保するためには、その地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を把握している地方公共団体の関与が必要不可欠であり、連携の上、対応すべきものとして整理しております。</li> <li>・なお、サービス付き高齢者向け住宅制度においては、地方公共団体が登録、指導監督の権限を有しています。また、サービス付き高齢者向け住宅の整備費補助を受ける際には、立地する市区町村に意見聴取をすることとしております。福祉分野においては第8期介護保険事業計画にてサービス付き高齢者向け住宅の記載項目が追加されており、それらの点も含め、地方公共団体の関与と記載しているものです。</li> </ul>
40	第2 目標4 (成果指標)	観測・実況指標として、「住宅団地等におけるミクストコミュニティの形成の程度に関する指標」及び「公営住宅供給量に関する指標」が設定されるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミクストコミュニティの形成の程度に関する指標については、その程度を適切に評価できる指標の設定が困難であること、また、公営住宅供給量については、各地域の状況が大きく異なることから、観測・実況指標は設定しないこととします。</li> </ul>
41	第2 目標4 (成果指標)	バリアフリー性能及び断熱性能について定義を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの性能に応じて、住宅・土地統計調査（総務省）を基に算出しております。</li> </ul>
42	第2 目標4 (成果指標)	断熱性能は地域性に影響されるものであるため、成果指標では、バリアフリー性能に断熱性能を含めるべきではない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住する住宅について、段差等によるつまずきや転倒、ヒートショック等の不慮の事故の発生を抑制するため、一定のバリアフリー性能及び良好な温熱環境が確保された住宅ストックの形成を進める必要があるものと考えており、両者を含めた指標としています。</li> </ul>
43	第2 目標4 (成果指標)	「高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合」について、「高齢者世帯」に対する割合とした方が適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅の多くは単身入居を想定していることから、これまでの計画と同じように母数については高齢者人口としています。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
44	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	「緊急的な状況」、「地方公共団体のニーズ」、「自立の促進に向けた福祉部局の取り組みとともに、家賃低廉化の推進」について、意味が不明確なため、修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緊急的な状況」とは、被災者や失業等により収入が著しく減少した者等を念頭に置いております。</li> <li>・「地方公共団体のニーズに応じた」とは、家賃低廉化のニーズに応じて、国として支援を行うことを念頭に置いております。</li> <li>・また、住まいの確保とあわせて自立を促していくことが重要ですので、「生活困窮者自立支援制度」を所管している福祉部局の取組と合わせて、家賃低廉化の支援を行うものとして記載しております。</li> </ul>
45	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	民間賃貸住宅市場の動向の把握方法の拡充（空室戸数、家賃、面積、耐震性等に関する統計調査の実施など）について位置付けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところですので、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
46	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	都道府県による独自の固定資産税や都市計画税の減免等が行えるように見直すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算措置や税制のあり方について定めるものではありません。</li> </ul>
47	第2 目標5 (基本的な施策) (1)	地域のまちづくりにおいてUR賃貸住宅は貴重な資産であることから、URと地方公共団体との連携について明示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4において、国、地方公共団体、UR等がまちづくり等の国民生活に密接に関連する施策分野との連携を一層強化し、豊かな住生活の実現に向けた施策を推進すると記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
48	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	「国・地方それぞれにおいて」という表現について、国と地方の役割は異なるため、抹消すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者に対する支援については、住宅政策と福祉政策とが一体となって取り組むべきであるところ、国・地方それぞれにおいて役割が異なる面もあってありますが、住宅部局と福祉部局で連携し、対応を図ることが重要であると考えており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
49	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	「住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談」について、居住支援協議会および居住支援法人の目的・役割を踏まえて、「住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅等への入居に関する情報提供・相談」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御指摘の箇所については、居住支援協議会及び居住支援法人の目的・役割を前提とした記載となっていることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
50	第2 目標5 (基本的な施策) (2)	居住支援法人の指定拡大、育成、活動への支援（経済的支援、継続的な活動支援など）や、居住支援協議会の設置促進など、居住支援体制の充実についても記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標5（2）（基本的な施策）「居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施」と記載しており、頂いた御意見を参考として、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>
51	第2 目標5 (成果指標)	「成果指標の居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」について、小規模な地方公共団体は、市町村ごとに居住支援協議会を設立するよりも、広域な居住支援ネットワークの構築を検討しており、市町村の居住支援協議会の設立を指標とすべきでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な住宅確保要配慮者の居住支援には、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要であるため、地域における、よりきめ細かな居住支援が提供される指標として、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を指標として設定しており、原案通りとさせていただきます。なお、複数の市区町村により設立された居住支援協議会についても、指標の対象に含まれます。</li> </ul>
52	第2 目標5 (成果指標)	都道府県が設立する居住支援協議会の構成員となっている市町村が「人口カバー率」に含まれるか不明瞭のため、「人口カバー率」の定義について確認したい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な住宅確保要配慮者の居住支援は、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要であり、地域における、よりきめ細かな居住支援の提供に関する指標として、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を設定しているものです。</li> <li>そのため、原則として、自ら（又は複数の市区町村で）居住支援協議会を設立している市区町村を本指標の「人口カバー率」に含み、単に都道府県が設立する居住支援協議会の構成員となっている市区町村は含まれません。</li> </ul>
53	第2 目標5 (成果指標)	現計画にある「最低居住面積水準未達率」を成果指標から外した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「最低居住面積水準」については、平成20年調査以降、95%以上の世帯で達成されてきていますが、今後は、面積だけでなく、世帯構成や居住者の多様なニーズに即した、きめ細やかな施策の実施が求められることから、「最低居住面積水準未達率」については、成果指標からは削除し、観測・実況指標として、引き続きその動向を注視していくこととします。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
54	第2 目標5 (成果指標)	「セーフティネット住宅の登録戸数」について、目標設定をしないのか。また、登録住宅の戸数についての考えを教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット登録住宅については、当初の目標が達成され、今後も登録戸数の増加が見込まれるなど、登録戸数を増加させる観点からは一定の成果が得られたことから、今後は、観測・実況指標として設定することとしています。</li> </ul>
55	第2 目標6 (基本的な施策) (1)	「健全なリースバックの普及、…」とあるが、あえて「健全な」という表現をしなくてもいいのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>リースバック事業については、戸建て住宅の資産としての活用手段として事業展開が見られつつありますが、有効な活用事例や消費者トラブル等の課題分析を踏まえて、今後の住宅市場において適正な運用が図られるよう配慮する必要があることから「健全な」と記載しており、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
56	第2 目標6 (基本的な施策) (3)	世代を超えて既存住宅として取引されうるストックとして記載されている性能が「省エネルギー性能」に特化されているが、住宅性能水準に記載されているその他の性能についても考慮すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標6(3)では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅ストックの省エネルギー性能の向上について主に記載することと整理しています。御指摘の趣旨については、例えば、目標6(2)で「耐震性・省エネルギー性能、バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替え」と記載しております。</li> </ul>
57	第2 目標6 (成果指標)	「住宅ストックのエネルギー消費量の削減率」について、根拠や目標の妥当性が不明である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本指標の目標値は、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に定められた「住宅の省エネ化」に係る2030年度のエネルギー消費量の削減目標を踏まえた目標数値として設定しています。</li> </ul>
58	第2 目標6 (成果指標)	「※この指標は、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）における目標に基づき…変更されたものとみなす。」という記載について、成果指標内容を変更する場合は、住宅関係者に対するパブリックコメント等、所定の手続きを経て変更すべきであり、不適切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年9月に閣議決定された住生活基本計画においても、「京都議定書目標達成計画（平成17年4月閣議決定）において設定された指標と同じものであり、京都議定書目標達成計画に変更があった場合には、この指標も同様に変更されたこととみなす」との記載例があります。</li> <li>現在、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）についても見直しが進められているところであることから、平成18年計画における対応を踏襲し、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
59	第2 目標6 (成果指標)	「インスペクション結果等に基づく情報等が消費者に提供される住宅」とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該成果指標名は、「住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合」に修正しております。</li> </ul>
60	第2 目標7	空き家問題の解決が困難な要因の一つに権利の分散化が挙げられるため、共有制度の見直し等の制度改正を検討する旨の記載をすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であることから、「基本的な施策」では、施策の基本的な方向性を記述しているところです。御意見については、現在民法改正の議論の中で検討が進められているものと承知しています。</li> </ul>
61	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	「空き家の発生抑制や空き家の荒廃化の未然防止」について、適切に管理された空き家の場合は、周辺環境への悪影響は想定されないため、「空き家の荒廃化の未然防止」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の少子高齢化の進展等により増加が予想される空き家の利活用を図り、居住目的のない空き家の発生を抑制することは重要な政策課題であるため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
62	第2 目標7 (基本的な施策) (1)	空き家の除却や活用を促進するためには、居住実態のない空き家に係る住宅用地特例の解除など抜本的な取組が求められていると考えられるため、踏み込んだ対策を全国的に行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、税制のあり方について定めるものではございません。</li> </ul>
63	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	郊外地を想定していると思われる空き家活用に関する具体的な施策がある一方で、除却に関する施策の記述が乏しいため、地域ごとの空き家に対する施策をある程度明確にすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとに空き家を取り巻く状況が異なるのは御指摘の通りですが、空き家の除却については、目標7(1)において、基本的な施策を整理して記載しているところです。本計画は全国的な施策の方向性を定める基本的な計画であることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
64	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	「地方公共団体と民間団体等が連携して」という表現について、地方公共団体と民間団体が連携してモデル的に空家改修を行うことは想定されるものの、地方公共団体がセカンドハウス等の空き家の改修を進める前提は修正すべきであるため、記載を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セカンドハウスは居住形態の一例示であり、空き家を活用し、二地域居住等を推進する施設に改修する取組を行う地方公共団体に対する支援などを念頭に置いた記載であることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
65	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	「市街地の更新が円滑に進んでいないが、地域によって重要な場である中心市街地等において、…」について、中心市街地等に限らず施策を推進する必要があるため、記載を削除すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標7(2)(基本的な施策)においては、特に地域にとって重要な場である中心市街地の活性化の観点を念頭に記載をしているものですが、中心市街地以外の地域における空き家対策も重要であり、当該部分に含まれていることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
66	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	「立地・管理状況の良好な空き家」に関する記述はどの施策のことか。基本的な施策とタイトルとのつながりが不明瞭であるため、修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標7(2)に記載されている空き家の利活用に関する施策については、主として立地・管理状況の良好な空き家を念頭に置いて行われるものであることから、このようなタイトルとしています。</li> </ul>
67	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	空き家の多様な利活用を推進するためには、性能の高い良質なストックだけでなく、低価格の空き家の流通を強化していくべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見の趣旨については、目標6と目標7の双方に関連する課題で、基本的な施策に記載されていることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
68	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	地方公共団体における多様な実態や取組みを把握した上で、特に空き家問題が深刻化している地方部に配慮し、実効性のある施策へと前進させるための方針・支援策について記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、「基本的な施策」では、具体的な施策の記載は最小限にとどめ、施策の基本的な方向性を記述しているところです。頂いた御意見を参考としつつ、「基本的な施策」を踏まえて、具体的な施策を検討・実施してまいります。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
69	第2 目標7 (基本的な施策) (2)	リフォームなどにより住宅性能を向上することは、将来的な空き家の発生を防ぐことにつながることから、「現在の住環境の向上が将来的な空き家の発生を防ぐ」という明確な方針を示すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、令和の新たな時代における住宅政策の目標を「3つの視点」及び「8つの目標」として示したものであり、本計画に基づく施策について総合的かつ計画的に推進することとしております。</li> <li>・御指摘の通り、「住宅性能の向上」を含め、目標6「脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成」に記載の施策については、目標7「空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進」の施策と相互に関連性を有するものと認識しております。</li> </ul>
70	第2 目標7 (成果指標)	「市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数」について、現状値と目標値の対象とする期間が一致しないため、成果指標として不適切である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画は、期間10年の計画であるため、目標設定期間は令和3年から令和12年としております。また、管理不全空き家の除却等数の現時点の数字（平成27年5月～令和2年3月）を参考値として令和3年～令和12年の目標値を設定しているところであるため、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
71	第2 目標7 (成果指標)	「市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数」と「居住目的のない空き家数」の目標の考え方には関連性があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理不全空き家の除却や、居住目的のない空き家の積極的な活用、除却等を通じて、居住目的のない空き家数を全体として抑制することを想定しています。</li> </ul>
72	第2 目標7 (成果指標)	「空き家の利活用」においても、既存住宅の流通は必要と考えるため、成果指標に「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」を再掲すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標は、目標に掲げられた基本的な施策の達成状況を見る上で必要なものを記載しておりますが、同指標については本計画では、目標6の指標として整理していることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>
73	第2 目標7 (成果指標)	「居住目的のない空き家数」について、目標を設定する際の推計根拠等を明らかにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近4回の住宅・土地統計調査のトレンドによると、令和12年における居住目的のない空き家数は、470万戸程度に達するものと見込まれていますが、現行計画の目標値を踏襲しつつ、空き家対策を強化することにより、400万戸程度の水準を維持することとしています。</li> </ul>
74	第2 目標8 (成果指標)	大工技能者等の確保は既存改修を進める上で大きな課題であるため、成果指標とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観測・実況指標でモニタリングしているものの、就労者数については経済・雇用環境に大きく左右されるものであり、大工就労者数の目標設定は困難であることから、原案通りとさせていただきます。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
75	第2 目標8 (成果指標)	目標8に対する成果指標を設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見等を踏まえ、「既存住宅流通及びリフォームの市場規模」を再掲することといたします。</li> </ul>
76	第3 (2)	高齢者の大幅な増加が見込まれる地域に住宅・住宅地を重点的に図る理由を教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3においては、社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じたニーズの変化、良質な住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を図っていく必要があると記載しております。</li> <li>高齢者の大幅な増加が見込まれる地域については、目標4に定めるような高齢者が健康で安心して暮らせる住まいの確保が必要となることが見込まれることから、住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域の1つとして記載しております。</li> </ul>
77	第4 (4)	市町村計画の策定をこれまで以上に促進するために、法的に位置づけることや、計画策定に必要となる財政的支援を行うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本計画は今後10年間における施策の方向性を定める基本的な計画であり、予算制度や財源措置について定めるものではありません。</li> <li>また、市町村の規模や体制等によっては、計画策定等の対応を行うことが難しい面もあると理解しておりますが、地域の特性に応じたきめ細かな施策を実施するため、市町村においても市町村計画を策定することが望ましいと考えております。</li> </ul>
78	成果指標	現行計画から削除された成果指標の扱いを計画に記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行計画における成果指標のうち、変更計画案において成果指標から削除する予定のものは、観測・実況指標として引き続きモニタリングすることを予定しています。</li> </ul>
79	別紙1 2 (7)	「室内空気環境」として、新型コロナウイルス感染症を踏まえた換気性能の適正な水準の確保について記載すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>御意見については、建築物の空気環境の基準及び維持管理について定める「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を所管する厚生労働省において適切に対応されるべきものと承知しております。</li> </ul>

整理番号	意見関係箇所	頂いたご意見の概要	ご意見に対する考え方
80	別紙2	「具体的な指標を設定することが望ましい」という記載について、地域の実情に応じて地方公共団体が判断することが望ましいため、「具体的な指標を設定することができる」に修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙2に記載の通り、住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の方向性を示す基本的な計画を策定する際、地域の実情を踏まえ、当該計画における目標となる具体的な指標を設定することが望ましいことから、原案の通りとさせていただきます。</li> </ul>
81	別紙5 2	「公営住宅を補完するため…また、セーフティネット登録住宅の登録の促進とその活用を図ること」にあるセーフティネット登録住宅とは専用住宅を示しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「セーフティネット登録住宅」とは、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録したもの」を指しており、改修費補助や家賃低廉化の支援の対象となる「セーフティネット専用住宅」よりも広い範囲のものを指しております。</li> </ul>
82	別紙5 2	公営住宅の供給の目標量の設定の考え方において、公営住宅とセーフティネット住宅（専用住宅）との関係性について追記すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セーフティネット登録住宅は飽くまで公営住宅の補完的役割であることから、目標量の設定の考え方（別紙5）においては、「セーフティネット登録住宅の登録の促進とその活用を図ること。」と記載しております。</li> </ul>